



# 鳥取県公報

平成17年 4月13日(水)  
号外第79号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>規 則</b>	鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の一部を改正する規則 (68) (水産課) .....	1
<b>企業局管理規程</b>	鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 (4) (総務課) .....	5
<b>企業局訓令</b>	鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令 (3) (＃) .....	19

——公布された規則のあらまし——

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 漁業研修支援資金の貸付対象に、船舶免許及び無線免許を取得するのに必要な資金（貸付額 18万円以下）を加えることとした。（第4条関係）
- 2 漁業研修支援資金の貸付けを受けようとする者が立てなければならない連帯保証人2名のうち1名を保証人に改めることとした。（第5条関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
  - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

## 規 則

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第68号**

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業研修支援資金貸付規則（平成12年鳥取県規則第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、

改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前																					
<p>(貸付金の額等)</p> <p>第4条 貸付金は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる資金に対して、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">貸付対象資金</th> <th style="text-align: center;">貸付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資材資金</td> <td>漁業研修に必要な漁具資材、工具等（以下「研修用漁具等」という。）を購入するのに必要な資金</td> <td style="text-align: center;">40万円以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資格資金</td> <td>船舶免許及び無線免許を取得するのに必要な資金</td> <td style="text-align: center;">18万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する貸付金のうち資材資金及び資格資金の貸付けは、漁業研修の期間中1回に限るものとする。</p> <p>3～6 略</p> <p>(連帯保証人等)</p> <p>第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、<u>連帯保証人及び保証人各1人</u>を立てなければならない。</p> <p>2 貸付金の貸付けを受けようとする者が未成年である場合は、連帯保証人は、親権者又は後見人としなければならない。</p> <p>3 知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要があると認めるときは、貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して<u>連帯保証人又は保証人の追加又は交替を</u>求めることができる。</p> <p>(貸付けの決定及び通知)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったとき、又は貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を借受者並びにその連帯保証人及び保証人並びに鳥取県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）及び漁協長に通知するものとする。</p> <p>(貸付けの打ち切り及び休止)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、借受者並びにその連帯保証人及び保証人並びに信漁連及び漁協長に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(返還に係る債務の免除)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、返還に係る債務の免除を決定したとき、又は返還に係る債務の免除をしない旨の決定をしたときは、借受者並びにその連帯保証人及び保証人並びに信漁連及び漁協長に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の漁業研修支援資金返還猶予申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、返還の猶予を決定したとき、又は返還の猶予をしない旨の決定をしたときは、借受者並びにその連帯保証人及び保証人並びに信漁連及び漁協長に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>(届出)</p> <p>第15条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 借受者又は連帯保証人若しくは保証人がその氏名若しくは住所を変更したとき又は借受者が研修場所若しくは就業場所を変更したとき。 漁業研修支援資金借受者住所等変更届（様式第10号）</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 借受者は、連帯保証人又は保証人が死亡したとき又は破産手続開始の決定を受けたときその他連帯保証人若しくは保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人又は保証人を立て、漁業研修支援資金連帯保証人（保証人）変更届（様式第14号）を知事に提出しなければならない。</p>	区 分	貸付対象資金	貸付額	略			資材資金	漁業研修に必要な漁具資材、工具等（以下「研修用漁具等」という。）を購入するのに必要な資金	40万円以下	資格資金	船舶免許及び無線免許を取得するのに必要な資金	18万円以下	<p>(貸付金の額等)</p> <p>第4条 貸付金は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる資金に対して、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">貸付対象資金</th> <th style="text-align: center;">貸付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資材資金</td> <td>漁業研修に必要な漁具資材、工具等（以下「研修用漁具等」という。）を購入するのに必要な資金</td> <td style="text-align: center;">40万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する貸付金のうち資材資金の貸付けは、漁業研修の期間中1回に限るものとする。</p> <p>3～6 略</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、<u>2人の連帯保証人</u>を立てなければならない。</p> <p>2 貸付金の貸付けを受けようとする者が未成年である場合は、連帯保証人のうち1人は、親権者又は後見人としなければならない。</p> <p>3 知事は、貸付金に係る債権を保全するため必要があると認めるときは、貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対して<u>連帯保証人の追加又は交替を</u>求めることができる。</p> <p>(貸付けの決定及び通知)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったとき、又は貸付けをしない旨の決定を行ったときは、その旨を借受者及びその連帯保証人並びに鳥取県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）及び漁協長に通知するものとする。</p> <p>(貸付けの打ち切り及び休止)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、借受者及びその連帯保証人並びに信漁連及び漁協長に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(返還に係る債務の免除)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、返還に係る債務の免除を決定したとき、又は返還に係る債務の免除をしない旨の決定をしたときは、借受者及びその連帯保証人並びに信漁連及び漁協長に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(返還の猶予)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、前項の漁業研修支援資金返還猶予申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、返還の猶予を決定したとき、又は返還の猶予をしない旨の決定をしたときは、借受者及びその連帯保証人並びに信漁連及び漁協長に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>(届出)</p> <p>第15条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 借受者若しくは連帯保証人がその氏名若しくは住所を変更したとき又は借受者が研修場所若しくは就業場所を変更したとき。 漁業研修支援資金借受者住所等変更届（様式第10号）</p> <p>(5)及び(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 借受者は、連帯保証人が死亡したとき又は破産手続開始の決定を受けたときその他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、漁業研修支援資金連帯保証人変更届（様式第14号）を知事に提出しなければならない。</p>	区 分	貸付対象資金	貸付額	略			資材資金	漁業研修に必要な漁具資材、工具等（以下「研修用漁具等」という。）を購入するのに必要な資金	40万円以下
区 分	貸付対象資金	貸付額																				
略																						
資材資金	漁業研修に必要な漁具資材、工具等（以下「研修用漁具等」という。）を購入するのに必要な資金	40万円以下																				
資格資金	船舶免許及び無線免許を取得するのに必要な資金	18万円以下																				
区 分	貸付対象資金	貸付額																				
略																						
資材資金	漁業研修に必要な漁具資材、工具等（以下「研修用漁具等」という。）を購入するのに必要な資金	40万円以下																				

様式第1号 (第6条関係)

漁業研修支援資金貸付申請書

職氏名 様

年 月 日

漁業研修支援資金の貸付けを受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

申請者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
生年月日  
電話番号

印

記

略		
住 所	氏 名	借受者との関係
連帯保証人		
保 証 人		

略

(注) 略

略

添付書類

- 1 資材資金にあつては、研修計画及び見積書の写しその他の研修内容が分かる書類
- 2 資格資金にあつては、取得する資格の内容、受講時期、受講費用その他の受講内容が分かる書類

様式第2号 (第6条関係)

誓 約 書

職氏名 様

年 月 日

申請者 住所  
氏名 印

連帯保証人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)  
住所  
氏名 印

保 証 人 住所  
氏名 印

年 月 日付けで申請した漁業研修支援資金の貸付けが決定された上は、漁業に従事するため漁業研修に専念し、研修終了後1年以内に鳥取県内において海面における漁業に従事することを誓約します。

様式第3号 (第8条関係)

(表面)  
漁業研修支援資金借用証書

略

略

本日上記のとおり漁業研修支援資金を借用しました。については、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の返還は返還期限に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

職氏名 様

借受者 住 所  
氏 名 印

上記資金の借受けにつき、下記の者は、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住 所  
氏 名 印

上記資金の借受けにつき、下記の者は、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者及び連帯保証人が債務の履行を怠ったときは、債務を履行します。

保証人 住 所  
氏 名 印

注 借受人が未成年者である場合は、連帯保証人は親権者又は後見人とする。

様式第1号 (第6条関係)

漁業研修支援資金貸付申請書

職氏名 様

年 月 日

漁業研修支援資金の貸付けを受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

申請者 郵便番号  
住 所  
氏 名  
生年月日  
電話番号

印

記

略		
住 所	氏 名	借受者との関係
連帯保証人		

略

(注) 略

略

添付書類

資材資金にあつては、研修計画及び見積書の写しその他の研修内容が分かる書類

様式第2号 (第6条関係)

誓 約 書

職氏名 様

年 月 日

申請者 住所  
氏名 印

連帯保証人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)  
住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
氏名 印

年 月 日付けで申請した漁業研修支援資金の貸付けが決定された上は、漁業に従事するため漁業研修に専念し、研修終了後1年以内に鳥取県内において海面における漁業に従事することを誓約します。

様式第3号 (第8条関係)

(表面)  
漁業研修支援資金借用証書

略

略

本日上記のとおり漁業研修支援資金を借用しました。については、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の返還は返還期限に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

職氏名 様

借受者 住 所  
氏 名 印

上記資金の借受けにつき、下記の者は、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。

連帯保証人 (借受人が未成年者である場合は、連帯保証人のうち1人は親権者又は後見人)

氏 名	印	住 所

(裏面)  
漁業研修支援資金借用証書特約条項

(期限前返還)  
第1条 略  
(弁済の充当)  
第2条 乙並びに連帯保証人及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。  
(延滞金)  
第3条 略  
(連帯保証人)  
第4条 略  
(連帯保証人等の追加等)  
第5条 乙は、甲が連帯保証人又は保証人の追加又は交替を必要と認めて請求したときは、直ちにこれに応じる。  
2 甲は、連帯保証人又は保証人の交替に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれに応じる。  
(連帯保証人等の変動)  
第6条 乙並びに連帯保証人及び保証人は、甲が連帯保証人の免除を行っても異議を申し立てない。  
2 連帯保証人及び保証人は、支払期限、据置期間又は返還期間の変更につき甲乙間において決定された事項につき異議を申し立てない。  
(連帯保証人等が弁済した場合の求償制限)  
第7条 連帯保証人及び保証人は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が当該借入金債務の全部の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使しない。  
(調査)  
第8条 乙並びに連帯保証人及び保証人は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項の調査をすることを承認する。  
(費用負担)  
第9条 略

様式第4号(第11条関係)

漁業研修支援資金返還免除申請書

年 月 日  
職 氏 名 様  
申 請 者 住所  
氏名 印  
連 帯 保 証 人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)  
住所  
氏名 印  
保 証 人 住所  
氏名 印

漁業研修支援資金の返還に係る債務の免除を受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第11条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

略

様式第7号(第15条関係)

漁業研修辞退届

年 月 日  
職 氏 名 様  
借 受 者 住所  
氏名 印  
連 帯 保 証 人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)  
住所  
氏名 印  
保 証 人 住所  
氏名 印

下記のとおり漁業研修を途中で辞めますので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

略

様式第8号(第15条関係)

漁業研修支援資金辞退届

年 月 日  
職 氏 名 様  
借 受 者 住所  
氏名 印  
連 帯 保 証 人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)  
住所  
氏名 印  
保 証 人 住所  
氏名 印

下記のとおり漁業研修支援資金の貸付けを辞退しますので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

略

(裏面)  
漁業研修支援資金借用証書特約条項

(期限前返還)  
第1条 略  
(弁済の充当)  
第2条 乙及び連帯保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。  
(延滞金)  
第3条 略  
(連帯保証人)  
第4条 略  
(保証人の追加等)  
第5条 乙は、甲が連帯保証人の追加又は交替を必要と認めて請求したときは、直ちにこれに応じる。  
2 甲は、連帯保証人の交替に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれに応じる。  
(連帯保証人等の変動)  
第6条 乙及び連帯保証人は、甲が連帯保証人の免除を行っても異議を申し立てない。  
2 連帯保証人は、支払期限、据置期間又は返還期間の変更につき甲乙間において決定された事項につき異議を申し立てない。  
(連帯保証人が弁済した場合の求償制限)  
第7条 連帯保証人は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が当該借入金債務の全部の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使しない。  
(調査)  
第8条 乙及び連帯保証人は、甲の職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項の調査をすることを承認する。  
(費用負担)  
第9条 略

様式第4号(第11条関係)

漁業研修支援資金返還免除申請書

年 月 日  
職 氏 名 様  
申 請 者 住所  
氏名 印  
連 帯 保 証 人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)  
住所  
氏名 印  
連 帯 保 証 人 住所  
氏名 印

漁業研修支援資金の返還に係る債務の免除を受けたいので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第11条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

略

様式第7号(第15条関係)

漁業研修辞退届

年 月 日  
職 氏 名 様  
借 受 者 住所  
氏名 印  
連 帯 保 証 人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)  
住所  
氏名 印  
連 帯 保 証 人 住所  
氏名 印

下記のとおり漁業研修を途中で辞めますので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

略

様式第8号(第15条関係)

漁業研修支援資金辞退届

年 月 日  
職 氏 名 様  
借 受 者 住所  
氏名 印  
連 帯 保 証 人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)  
住所  
氏名 印  
連 帯 保 証 人 住所  
氏名 印

下記のとおり漁業研修支援資金の貸付けを辞退しますので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

略

様式第10号 (第15条関係)  
 漁業研修支援資金借受者住所等変更届  
 年 月 日

職 氏 名 様  
 借受者 住 所  
 氏 名 印

下記のとおり変更事項が生じたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

略		
連帯保証人住所		
保証人氏名		
保証人住所		

様式第13号 (第15条関係)  
 漁業研修支援資金借受者死亡届  
 年 月 日

職 氏 名 様  
 連帯保証人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)  
 住 所  
 氏 名 印  
 保 証 人 住 所  
 氏 名 印

下記のとおり借受者が死亡しましたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第2項の規定により届け出ます。

記

略
---

添付書類 略

様式第14号 (第15条関係)  
 漁業研修支援資金連帯保証人 (保証人) 変更届  
 年 月 日

職 氏 名 様  
 借受者 住 所  
 氏 名 印

下記のとおり連帯保証人 (保証人) を変更しましたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第3項の規定により届け出ます。

記

略		
連帯保証人 (保証人)	新連帯保証人 (新保証人)	旧連帯保証人 (旧保証人)
略		

添付書類 略

上記借受者に係る漁業研修支援資金返還の債務について、連帯保証人 (保証人) としての義務を履行します。

新連帯保証人 (新保証人)  
 住 所  
 氏 名 印

様式第10号 (第15条関係)  
 漁業研修支援資金借受者住所等変更届  
 年 月 日

職 氏 名 様  
 借受者 住 所  
 氏 名 印

下記のとおり変更事項が生じたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第1項の規定により届け出ます。

記

略		
連帯保証人住所		

様式第13号 (第15条関係)  
 漁業研修支援資金借受者死亡届  
 年 月 日

職 氏 名 様  
 連帯保証人 (借受者が未成年である場合は、親権者又は後見人)  
 住 所  
 氏 名 印  
 連帯保証人 住 所  
 氏 名 印

下記のとおり借受者が死亡しましたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第2項の規定により届け出ます。

記

略
---

添付書類 略

様式第14号 (第15条関係)  
 漁業研修支援資金連帯保証人変更届  
 年 月 日

職 氏 名 様  
 借受者 住 所  
 氏 名 印

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、鳥取県漁業研修支援資金貸付規則第15条第3項の規定により届け出ます。

記

略		
連帯保証人	新連帯保証人	旧連帯保証人
略		

添付書類 略

漁業研修支援資金返還の債務を本人と連帯して負担します。

新連帯保証人  
 住 所  
 氏 名 印

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県漁業研修支援資金貸付規則の規定により貸し付けられている漁業研修支援資金については、なお従前の例による。

## 企業局管理規程

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成17年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県企業局管理規程第4号

鳥取県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局事務決裁規程（平成5年鳥取県企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目（以下「移動別表等」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた別表及び別表の細目（以下「移動後別表等」という。）が存在する場合には、当該移動別表等を当該移動後別表等とし、移動別表等に対応する移動後別表等が存在しない場合には、当該移動別表等（以下「削除別表等」という。）を削り、移動後別表等に対応する移動別表等が存在しない場合には、当該移動後別表等（以下「追加別表等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、別表及び別表の細目の表示並びに削除別表等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示、追加号、別表及び別表の細目の表示並びに追加別表等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 正当決裁権者 知事、専決権者又は<u>委任決裁権者</u>をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>委任決裁権者</u> <u>委任決裁をすることができる者</u>をいう。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) <u>事務所</u> <u>東部事務所</u>及び<u>西部事務所</u>をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 正当決裁権者 知事、専決権者又は<u>東部事務所若しくは西部事務所</u>（以下「<u>事務所</u>」という。）の<u>長</u>をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p>

(工事の執行等に係る専決事項)

第5条 前条の規定にかかわらず、局長及び総務課長は、工事の執行及び工業用水の給水に係る事務については別表第4に掲げる事項（次条の規定により事務所の長に委任された事務を除く。）、工事の検査の命令及び検査の可否の決定については別表第5に掲げる事項を専決するものとする。

(局長等の委任決裁事項)

第6条 局長及び課長の委任決裁事項は別表第6に掲げる事項とし、事務所の長の委任決裁事項は別表第7に掲げる事項（発電所又は工業用水道の新設に係るものを除く。）とする。

別表第1（第3条関係）

知事の決裁事項

1～17 略

18 工事の執行の決定（第5条の規定による局長及び総務課長の専決事項並びに第6条の規定による事務所の長の委任決裁事項を除く。）

19～22 略

23 鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号。以下「個人情報条例」という。）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(1) 第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長（特に重要なものに限る。）

(2) 第29条及び第30条第4項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理（特に重要なものに限る。）

24 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。）に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(1) 第7条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定で次に掲げるもの

ア 特に重要なもの

イ ア以外のものに係る部分開示の決定、非開示の決定、文書不存在の決定及び存否応答拒否の決定（部分開示の決定又は非開示の決定にあつては、知事が別に定める特定の非開示情報を非開示とするものを除く。）

(2) 第7条第2項又は第4項の規定による期間

(工事の執行等に係る専決事項)

第5条 前条の規定にかかわらず、工事の執行及び工業用水の給水に係る事務については、局長及び総務課長は、別表第4に掲げる事項（次条の規定により事務所の長に委任された事務を除く。）を専決するものとする。

(事務所の長の委任決裁事項)

第6条 事務所の長の委任決裁事項は、別表第5に掲げる事項（発電所又は工業用水道の新設に係るものを除く。）とする。

別表第1（第3条関係）

知事の決裁事項

1～17 略

18 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下「請負対象設計金額」という。）が2億円以上の工事の執行の決定

19～22 略

の延長又は期間の延長の特例の決定（特に重要なものに限る。）

25 略

別表第2（第4条関係）

局長の専決事項

1～11 略

12 次に掲げる事務のうち重要なもの

(1)～(3) 略

(4) 通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促のうち知事の名において処理することが適当なもの

(5)及び(6) 略

13～21 略

別表第3（第4条関係）

課長の共通	1及び2 略
専決事項	3 軽易な通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、回答、報告、 <u>依頼、送付又は督促のうち知事の名において処理することが適当なもの</u>
	4 略
略	

別表第4（第5条関係）

局長の専決事項	総務課長の専決事項
1 <u>請負契約の対象となる部分に係る設計金額（以下「請負対象設計金額」という。）</u> が20,000,000円以上500,000,000円未満の工事の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更	1～4 略
2 略	5 鳥取県企業局財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
3 請負対象設計金額が20,000,000円以上の工事に係る請負契約の締結の決定	(1) 第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成

23 略

別表第2（第4条関係）

局長の専決事項

1～11 略

12 次に掲げる事務のうち重要なもの

(1)～(3) 略

(4) 通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、回答、報告及び催告

(5)及び(6) 略

13～21 略

別表第3（第4条関係）

課長の共通	1及び2 略
専決事項	3 軽易な通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、回答、報告及び <u>催告</u>
	4 略
略	

別表第4（第5条関係）

局長の専決事項	総務課長の専決事項
1 <u>請負対象設計金額</u> が20,000,000円以上200,000,000円未満の工事の起工の決定及び当該起工の決定をした工事に係る設計の変更	1～4 略
2 略	5 鳥取県企業局財務規程第65条の3の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
3 請負対象設計金額が20,000,000円以上200,000,000円未満の工事に係る請負契約の締結の決定	(1) 第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成のうち、 <u>請負対象設計金額が20,000,000円未満の工事に係るもの</u>



4 鳥取県企業局財務  
規程（昭和38年鳥取  
県企業管理規程第8  
号）第65条の5の規  
定によりその例によ  
ることとされる鳥取  
県建設工事執行規則  
（昭和48年鳥取県規則  
第66号）に基づく知  
事の権限に属する事  
務のうち次に掲げる  
もの

(1) 第14条第1項  
（第20条又は第23条  
において準用する  
場合を含む。）の規  
定による予定価格  
の決定のうち、請  
負対象設計金額が  
20,000,000円以上の  
工事に係るもの

(2) 第15条（第20  
条において準用す  
る場合を含む。）の  
規定による最低制  
限価格の決定のう  
ち、請負対象設計  
金額が20,000,000円

(2)～(9) 略  
(10) 第33条第1項  
及び第2項の規定  
による措置の請求

(11)～(16) 略

(17) 第59条第2項  
（第56条第2項にお  
いて準用する場合  
を含む。）の規定に  
よる請負代金の支  
払

(18) 第61条第2項  
の規定による請負  
代金の前金払

(19) 略

(20) 第66条第4項  
の規定による請負  
代金の部分払

(21) 第67条第1項

4 鳥取県企業局財務  
規程（昭和38年鳥取  
県企業管理規程第8  
号）第65条の3の規  
定によりその例によ  
ることとされる鳥取  
県建設工事執行規則  
（昭和48年鳥取県規則  
第66号）に基づく知  
事の権限に属する事  
務のうち次に掲げる  
もの

(1) 第5条第1項  
又は第2項の規定  
による契約書の作  
成のうち、請負対  
象設計金額（請負  
契約の締結後に請  
負対象設計金額を  
変更した場合にあっ  
ては、当初の請負  
対象設計金額。以  
下同じ。）が20,000,000  
円以上200,000,000  
円未満の工事に係  
るもの

(2) 第14条第1項  
（第20条又は第23条  
において準用する  
場合を含む。）の規  
定による予定価格  
の決定のうち、請  
負対象設計金額が  
20,000,000円以上  
200,000,000円未満  
の工事に係るもの

(3) 第15条（第20  
条において準用す  
る場合を含む。）の  
規定による最低制  
限価格の決定のう  
ち、請負対象設計  
金額が20,000,000円

(2)～(9) 略  
(10) 第33条第1項  
及び第2項の規定  
による措置の請求  
のうち、請負対象  
設計金額が20,000,000  
円未満の工事に係  
るもの

(11)～(16) 略

(17) 第52条第1項  
（第56条第2項にお  
いて準用する場合  
を含む。）の規定に  
よる工事の完成検  
査の命令のうち、  
請負対象設計金額  
が20,000,000円未満  
の工事に係るもの

(18) 第59条第2項  
（第56条第2項にお  
いて準用する場合  
を含む。）の規定に  
よる請負代金の支  
払のうち、請負対  
象設計金額が  
20,000,000円未満の  
工事に係るもの

(19) 第61条第2項  
の規定による請負  
代金の前金払のう  
ち、請負対象設計  
金額が20,000,000円  
未満の工事に係る  
もの

(20) 略

(21) 第66条第4項  
の規定による請負  
代金の部分払のう  
ち、請負対象設計  
金額が20,000,000円  
未満の工事に係る  
もの

(22) 第67条第1項

以上の工事に係るもの

(3) 第19条第1項の規定による入札参加者の指名のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上の工事に係るもの

(4) 略

(5) 略

(6) 第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの

(7) 第30条第1項の規定による工事の監督の委託のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上500,000,000円未満の工事に係るもの

(8) 第36条第7項、

の規定による請負代金の代理受領の承認

(22) 第72条第1項の規定による工事の出来形部分の検査及び請負代金の支払

6及び7 略

以上200,000,000円未満の工事に係るもの

(4) 第19条第1項の規定による入札参加者の指名のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上200,000,000円未満の工事に係るもの

(5) 略

(6) 略

(7) 第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認のうち、請負対象設計金額が200,000,000円未満の工事に係るもの

(8) 第27条ただし書の規定による工事の一括下請負等の承認のうち、請負対象設計金額が200,000,000円未満の工事に係るもの

(9) 第30条第1項の規定による工事の監督の委託のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上200,000,000円未満の工事に係るもの

(10) 第33条第1項及び第2項の規定による措置の請求のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上の工事に係るもの

(11) 第36条第7項、

の規定による請負代金の代理受領の承認のうち、請負対象設計金額が20,000,000円未満の工事に係るもの

(23) 第72条第1項の規定による工事の出来形部分の検査及び請負代金の支払のうち、請負対象設計金額が20,000,000円未満の工事に係るもの

6及び7 略

第37条後段、第39条第5項、第40条後段又は第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上500,000,000円未満の工事に係るもの

(9) 第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段又は第40条の2第3項の規定による費用の負担の決定のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの

(10) 第39条第4項の規定による設計図書の訂正又は変更のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上500,000,000円未満の工事に係るもの

(11) 第40条前段の規定による設計図書の変更のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上500,000,000円未満の工事に係るもの

(12) 第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上500,000,000円

第37条後段、第39条第5項、第40条後段又は第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上200,000,000円未満の工事に係るもの

(12) 第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段又は第40条の2第3項の規定による費用の負担の決定のうち、請負対象設計金額が200,000,000円未満の工事に係るもの

(13) 第39条第4項の規定による設計図書の訂正又は変更のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上200,000,000円未満の工事に係るもの

(14) 第40条前段の規定による設計図書の変更のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上200,000,000円未満の工事に係るもの

(15) 第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上200,000,000円

円未満の工事に係るもの

(13) 第41条の規定による工期の延長の承認のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上500,000,000円未満の工事に係るもの

(14) 第42条第1項の規定による工期の短縮の請求のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの

(15) 第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の請求のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの

(16) 第42条第3項の規定による請負代金の額の変更又は費用の負担の決定のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの

(17) 第43条第5項の規定による請負代金の額の変更額の決定のうち、請負対象設計金額が500,000,000円未満の工事に係るもの

(18) 第45条第5項の規定による費用の負担の協議のう

円未満の工事に係るもの

(16) 第41条の規定による工期の延長の承認のうち、請負対象設計金額が20,000,000円以上200,000,000円未満の工事に係るもの

(17) 第42条第1項の規定による工期の短縮の請求のうち、請負対象設計金額が200,000,000円未満の工事に係るもの

(18) 第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の請求のうち、請負対象設計金額が200,000,000円未満の工事に係るもの

(19) 第42条第3項の規定による請負代金の額の変更又は費用の負担の決定のうち、請負対象設計金額が200,000,000円未満の工事に係るもの

(20) 第43条第5項の規定による請負代金の額の変更額の決定のうち、請負対象設計金額が200,000,000円未満の工事に係るもの

(21) 第45条第5項の規定による費用の負担の協議のう

ち、請負対象設計  
金額が500,000,000  
円未満の工事に係  
るもの

(19) 略

(20) 第49条第1項  
の規定による設計  
図書の変更のうち、  
請負対象設計金額  
が500,000,000円未  
満の工事に係るも  
の

(21) 第52条第1項  
(第56条第2項にお  
いて準用する場合  
を含む。)の規定に  
よる工事の完成検  
査の委託のうち、  
請負対象設計金額  
が500,000,000円未  
満の工事に係るも  
の

(22) 第57条第1項  
の規定による工事  
目的物の使用のう  
ち、請負対象設計  
金額が500,000,000  
円未満の工事に係  
るもの

(23) 第57条第3項  
の規定による費用  
の負担の決定のう  
ち、請負対象設計  
金額が500,000,000

ち、請負対象設計  
金額が200,000,000  
円未満の工事に係  
るもの

(22) 略

(23) 第49条第1項  
の規定による設計  
図書の変更のうち、  
請負対象設計金額  
が200,000,000円未  
満の工事に係るも  
の

(24) 第52条第1項  
(第56条第2項にお  
いて準用する場合  
を含む。)の規定に  
よる工事の完成検  
査の命令のうち、  
請負対象設計金額  
が20,000,000円以上  
の工事に係るもの

(25) 第52条第1項  
(第56条第2項にお  
いて準用する場合  
を含む。)の規定に  
よる工事の完成検  
査の委託のうち、  
請負対象設計金額  
が200,000,000円未  
満の工事に係るも  
の

(26) 第57条第1項  
の規定による工事  
目的物の使用のう  
ち、請負対象設計  
金額が200,000,000  
円未満の工事に係  
るもの

(27) 第57条第3項  
の規定による費用  
の負担の決定のう  
ち、請負対象設計  
金額が200,000,000

円未満の工事に係  
るもの

(24) 第58条第1項  
の規定によるか  
しの修補又は損害  
の賠償の請求のうち、  
請負対象設計金額  
が500,000,000円未  
満の工事に係るも  
の

(25) 第58条の2第  
1項の規定による  
損害金の支払の請  
求のうち、請負対  
象設計金額が  
500,000,000円未  
満の工事に係るもの

円未満の工事に係  
るもの

(28) 第58条第1項  
の規定によるか  
しの修補又は損害  
の賠償の請求のうち、  
請負対象設計金額  
が200,000,000円未  
満の工事に係るも  
の

(29) 第58条の2第  
1項の規定による  
損害金の支払の請  
求のうち、請負対  
象設計金額が  
200,000,000円未  
満の工事に係るもの

(30) 第59条第2項  
(第56条第2項にお  
いて準用する場合  
を含む。)の規定に  
よる請負代金の支  
払のうち、請負対  
象設計金額が  
20,000,000円以上の  
工事に係るもの

(31) 第61条第2項  
の規定による請負  
代金の前金払のう  
ち、請負対象設計  
金額が20,000,000円  
以上の工事に係る  
もの

(32) 第66条第4項  
の規定による請負  
代金の部分払のう  
ち、請負対象設計  
金額が20,000,000円  
以上の工事に係る  
もの

(33) 第67条第1項  
の規定による請負  
代金の代理受領の

(26) 第69条第1項  
又は第70条第1項  
の規定による請負  
契約の解除のうち、  
請負対象設計金額  
が500,000,000円未  
満の工事に係るも  
の

(27) 第72条第7項  
の規定による物件  
の処分等の決定の  
うち、請負対象設  
計金額が500,000,000  
円未満の工事に係  
るもの

(28) 第72条第8項  
の規定による請負  
者の採るべき措置  
の期限、方法等の  
決定のうち、請負  
対象設計金額が  
500,000,000円未  
満の工事に係るもの

5～7 略

承認のうち、請負  
対象設計金額が  
20,000,000円以上の  
工事に係るもの

(34) 第69条第1項  
又は第70条第1項  
の規定による請負  
契約の解除のうち、  
請負対象設計金額  
が200,000,000円未  
満の工事に係るも  
の

(35) 第72条第1項  
の規定による工事  
の出来形部分の検  
査及び請負代金の  
支払のうち、請負  
対象設計金額が  
20,000,000円以上の  
工事に係るもの

(36) 第72条第7項  
の規定による物件  
の処分等の決定の  
うち、請負対象設  
計金額が200,000,000  
円未満の工事に係  
るもの

(37) 第72条第8項  
の規定による請負  
者の採るべき措置  
の期限、方法等の  
決定のうち、請負対  
象設計金額が  
200,000,000円未  
満の工事に係るもの

5～7 略

別表第5 (第5条関係)

局長の専決事項	総務課長の専決事項
請負対象設計金額が 100,000,000円以上の工 事の検査の可否の決定	1 工事の検査の命令 2 請負対象設計金額 が100,000,000円未 満

の工事の検査の合否 の決定
------------------

## 別表第6 (第6条関係)

局長の委任 決裁事項	<p>1 個人情報条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 第6条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消</p> <p>(2) 第14条の規定による個人情報の開示請求に対する決定、不存在通知及び期間の延長(事務所が管理している個人情報に係るものを除く。)</p> <p>(3) 第23条第1項及び第2項の規定による個人情報の訂正請求に対する決定及び期間の延長(特に重要なもの及び事務所が管理している個人情報に係るものを除く。)</p> <p>(4) 第29条及び第30条第4項の規定による個人情報の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理(特に重要なもの及び事務所が管理している個人情報に係るものを除く。)</p> <p>2 情報公開条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1) 第7条第1項の規定による公文書の開示請求に対する決定で次に掲げるもの(特に重要なもの及び事務所が管理している個人情報に係るものを除く。)</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 全部開示の決定に係るもの</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 部分開示の決定及び非開示の決定のうち、知事が別に定める特定の非開示情報を非開示とするものに係るもの</p> <p>(2) 第7条第2項又は第4項の規定による期間の延長又は期間の延長の特例の決定(特に</p>
---------------	--



	<p>重要なものを除く。)</p> <p>3 重要な通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促のうち知事の名において処理することが適当なもの以外のもの</p> <p>4 重要な会議の開催（事務所の長に委任された事務に係るものを除く。)</p>
課長の委任 決裁事項	<p>1 軽易な通達、申請、協議、進達、副申、通知、照会、回答、報告、依頼、送付又は督促のうち知事の名において処理することが適当なもの以外のもの（事務所の長に委任された事務に係るものを除く。)</p> <p>2 軽易な会議の開催（事務所の長に委任された事務に係るものを除く。)</p>

別表第7（第6条関係）

事務所の長の委任 決裁事項	<p>1～13 略</p> <p>14 鳥取県企業局財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>15～20 略</p> <p>21 次に掲げる事務のうち軽易</p>
------------------	---

別表第5（第6条関係）

事務所の長の委任 決裁事項	<p>1～13 略</p> <p>14 鳥取県企業局財務規程第65条の3の規定によりその例によることとされる鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの (1)～(15) 略</p> <p>(16) 第52条第1項（第56条第2項において準用する場合を含む。）の規定による<u>工事の完成検査の命令のうち、請負対象設計金額が10,000,000円未満の工事に係るもの</u></p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>15～20 略</p>
------------------	--

なもの

(1) 許可、認可、承認、指  
定、命令、裁決、決定、取  
消しその他の行政処分(事  
務所の長に委任された事務  
に係るものに限る。)

(2) 通達、申請、協議、進  
達、副申、通知、照会、回  
答、報告、依頼、送付又は  
督促のうち知事の名におい  
て処理することが適当なも  
の以外のもの(事務所に長に  
委任された事務に係るもの  
に限る。)

22 個人情報条例に規定する知  
事の権限に属する事務のうち  
次に掲げるもの(事務所が管  
理している個人情報に係るも  
のに限る。)

(1) 第14条の規定による個  
人情報の開示請求に対する  
決定、不存在通知及び期間  
の延長

(2) 第23条第1項及び第2  
項の規定による個人情報の  
訂正請求に対する決定及び  
期間の延長(特に重要なも  
のを除く。)

(3) 第29条及び第30条第4  
項の規定による個人情報の  
取扱いの是正の申出又は再  
申出に対する処理(特に重  
要なものを除く。)

23 情報公開条例に規定する知  
事の権限に属する事務のうち、  
情報公開条例第7条第1項の  
規定による公文書の開示請求  
に対する決定で次に掲げるも  
の(特に重要なものを除き、  
事務所が管理しているもの  
に限る。)

(1) 全部開示の決定に係る  
もの

<p>(2) <u>部分開示の決定及び非開示の決定のうち、知事が別に定める特定の非開示情報を非開示とするもの</u></p> <p>24 <u>会議の開催（事務所の長に委任された事務に係るものに限る。）</u></p> <p>25 略</p>	<p>21 略</p>
---	-------------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

企 業 局 訓 令

**鳥取県企業局訓令第3号**

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県企業局文書管理規程（平成6年鳥取県企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(施行文書の発信名義)</p> <p>第9条の2 施行文書の発信名義は、法令等に特別の定めがある場合を除き、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>正当決裁権者（鳥取県企業局事務決裁規程（平成5年鳥取県企業管理規程第5号。以下「事務決裁規程」という。）第2条第5号の正当決裁権者をいう。以下同じ。）が知事、事務決裁規程第2条第6号の専決権者である事項に係る施行文書 知事</u></p>	<p>(施行文書の発信名義)</p> <p>第9条の2 施行文書の発信名義は、法令等に特別の定めがある場合を除き、<u>鳥取県企業局事務決裁規程（平成5年鳥取県企業管理規程第5号）第2条に定める正当決裁権者とする。</u></p>

(2) 正当決裁権者が事務決裁規程第2条第7号の  
委任決裁権者である事項に係る施行文書 当該委  
任決裁権者

附 則

この訓令は、平成17年4月13日から施行する。